

第 59 号議案

平成 30 年度

吉田町一般会計補正予算（第 1 号）

平成30年度吉田町一般会計補正予算（第1号）

平成30年度吉田町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ312,770千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,949,770千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更及び廃止は、「第2表地方債補正」による。

平成30年 9 月 3 日提出

吉田町長 田 村 典 彦

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 地方特例交付金		28,000	△617	27,383
	1 地方特例交付金	28,000	△617	27,383
9 地方交付税		367,000	11,284	378,284
	1 地方交付税	367,000	11,284	378,284
14 県支出金		673,016	△5,833	667,183
	2 県補助金	300,327	△5,833	294,494
17 繰入金		494,444	15,864	510,308
	1 特別会計繰入金	126	15,864	15,990
18 繰越金		200,000	407,308	607,308
	1 繰越金	200,000	407,308	607,308
20 町債		851,500	△115,236	736,264
	1 町債	851,500	△115,236	736,264
歳 入	合 計	10,637,000	312,770	10,949,770

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		101,609	△1,405	100,204
	1 議会費	101,609	△1,405	100,204
2 総務費		1,516,197	△43,542	1,472,655
	1 総務管理費	1,234,409	△47,556	1,186,853
	2 徴税費	186,321	7,737	194,058
	3 戸籍住民基本台帳費	78,491	△3,598	74,893
	4 選挙費	13,676	△125	13,551
3 民生費		2,947,615	△2,030	2,945,585
	1 社会福祉費	1,328,106	2,612	1,330,718
	2 児童福祉費	1,619,298	△4,642	1,614,656
4 衛生費		1,607,097	241	1,607,338
	1 保健衛生費	1,607,097	241	1,607,338
6 農林水産業費		240,076	6,055	246,131
	1 農業費	65,282	1,407	66,689
	3 水産業費	166,798	4,648	171,446
7 商工費		87,045	△4,805	82,240
	1 商工費	87,045	△4,805	82,240
8 土木費		1,350,013	△11,499	1,338,514
	1 土木管理費	120,305	16,637	136,942
	4 都市計画費	861,286	△28,136	833,150
9 消防費		577,250	11,384	588,634
	1 消防費	577,250	11,384	588,634

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		846,533	14,302	860,835
	1 教育総務費	291,790	3,584	295,374
	2 小学校費	128,996	△6,056	122,940
	3 中学校費	64,222	13	64,235
	4 社会教育費	156,671	15,546	172,217
	5 保健体育費	204,854	1,215	206,069
12 公債費		1,128,076	△4,230	1,123,846
	1 公債費	1,128,076	△4,230	1,123,846
13 諸支出金		212,417	348,299	560,716
	2 基金費	212,415	348,299	560,714
歳出	合計	10,637,000	312,770	10,949,770

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
大幡川改修事業	千円 35,700	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元利不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。	千円 27,000	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元利不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。
同報無線デジタル化整備事業	59,500	〃	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。	65,400	〃		ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。
臨時財政対策債	380,000	〃			373,564	〃		

2 廃止

起債の目的	補 正 前				補 正 後				備考
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
生活交通車両整備事業	千円 16,400	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資	千円 —	—	% —	—	
放課後児童クラブ施設整備事業	70,500	〃	(ただし、利率見直し方式で借り入	る場合は、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を	—	—	—	—	
稲荷川改修事業	3,200	〃	れる政府資金及び地方	元利均等又は元金均等若しくは元利不均	—	—	—	—	
住吉団地改修事業	8,500	〃	公共団体金融機構資金	等の方法をもって年賦又は半年賦で償還	—	—	—	—	
松下団地改修事業	7,400	〃	について利率の見直しを行った後	する。 ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財	—	—	—	—	
			において、当該見直し後の利率)	源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。					